

○「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」等の一部改正について

平成25年4月1日 消安セ業第212号
各都道府県消防設備保守協会理事長(会長)あて
一般財団法人日本消防設備安全センター理事長

このたび、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」等の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴協会制定の関係規程等を早急に改正し、一定の周知期間をおき平成26年4月1日から実施されますようお願い申し上げます。

なお、この改正により「他の都道府県消防設備協会の点検済票交付事務にかかる運用について(平成20年6月2日付け事務連絡)」、「消防用設備等点検報告制度等に係る相談等事務処理要領(例)」、「消防用設備等点検業務遂行状況等の確認事務処理要領(例)」は、平成26年3月31日付けで廃止することといたします。

記

1 主な改正点

(1) 消防用設備等点検済表示制度推進要綱

- ア 点検済票を貼付する消防用設備等並びにその貼付位置を整理した。
- イ その他、用語の整理等を行った。

(2) 消防用設備等点検済表示制度運用規程(例)

- ア 表示登録会員の損害賠償責任保険への加入状況の確認事務を追加した。
- イ 秘密保持義務の規定を設けた。
- ウ その他、用語の整理等を行った。

(3) 消防用設備等点検済表示制度運用細則(例)

- ア 「他の都道府県消防設備協会の点検済票交付事務にかかる運用について(平成20年6月2日付け事務連絡)」、「消防用設備等点検報告制度等に係る相談等事務処理要領(例)」、「消防用設備等点検業務遂行状況等の確認事務処理要領(例)」を本則として取り込んだ。
- イ 表示登録会員への登録時及び更新時にISO9001等の取得状況の確認事項を追加した。
- ウ 点検済票を貼付する消防用設備等を整理した。
- エ その他、用語の整理等を行った。

2 改正する規程等及び実施等時期

番号	規 程 等	実施等時期
参考1	消防用設備等点検済表示制度推進要綱	実施：平成25年4月1日

参考 2	消防用設備等点検済表示制度運用規程（例）	実施：平成 2 6 年 4 月 1 日
参考 3	消防用設備等点検済表示制度運用細則（例）	実施：平成 2 6 年 4 月 1 日

以上

（別添及び参考 1、参考 2、参考 3 省略）